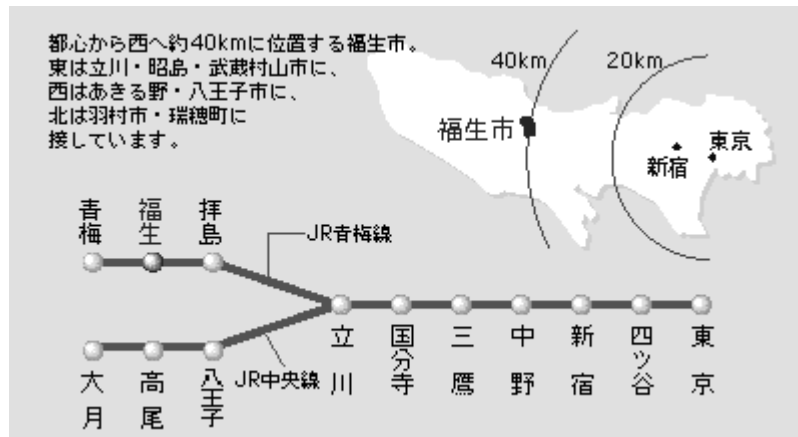


第1章 福生市の概要

1 地理

福生市は都心から西へ約40km、武蔵野台地の西端に位置する、人口*58,618人の都市です。市の西端を流れる多摩川の東側に東西約3.6km、南北約4.5kmにわたって広がり、面積は10.16km²です。



地形の特徴として、横田基地のある市の東側から多摩川に向かって河岸段丘が緩やかに続き、市内に分布する段丘面の境には崖線いわゆる「ハケ」が連なり、その斜面には地下水が流出し、各所で湧水が見られます。また、地質は大部分が*関東ローム層で、多摩川の低地は*沖積土です。美しい奥多摩の山並みを望み、清流が戻りつつある多摩川では多くの野鳥を見ることができます。

JR福生駅を中心に市全域に市街地が広がり、東は立川市・昭島市・武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市・瑞穂町に接しています。市の東北部には米軍横田基地があり、行政面積の約3分の1を占めています。

*58,618人 :平成29年4月1日現在。(住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から外国人住民の方も日本人と同様に住民基本台帳に記載)

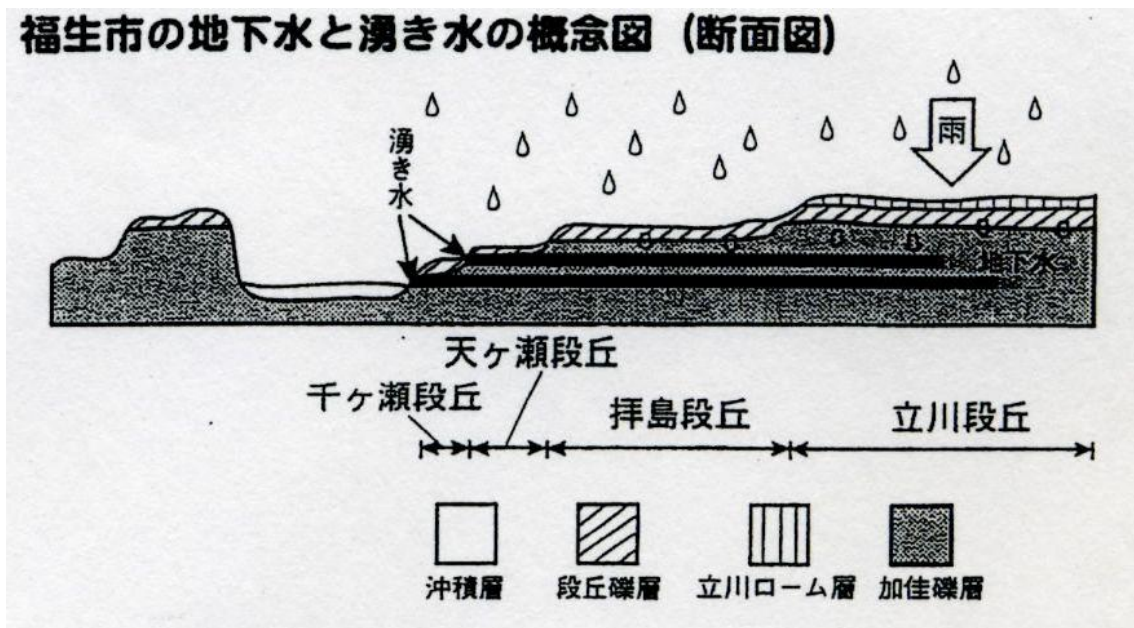
*関東ローム層 :関東平野に堆積した火山堆積物とその風成二次堆積物の総称。
富士・箱根・浅間・榛名火山が起源と見られる。

*沖積土 :河川や湖など、水によって堆積した土。三角州や扇状地の土砂など。



東西 3.6km
 南北 4.5 km
 緯度 北緯 35 度 44 分 07 秒 (福生市役所)
 経度 東経 139 度 19 分 45 秒 (福生市役所)
 標高 最高 143m (武蔵野台一丁目付近)
 最低 104m (福生第五小学校付近)

福生市の地下水と湧き水の概念図 (断面図)

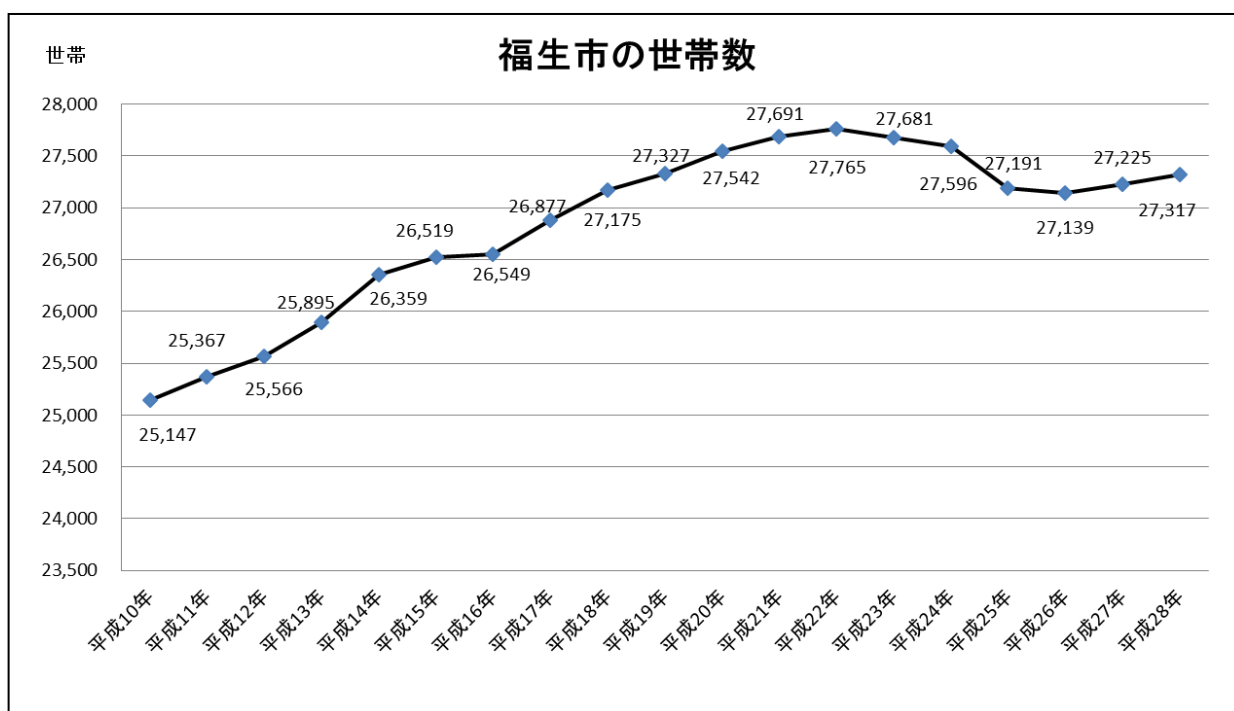
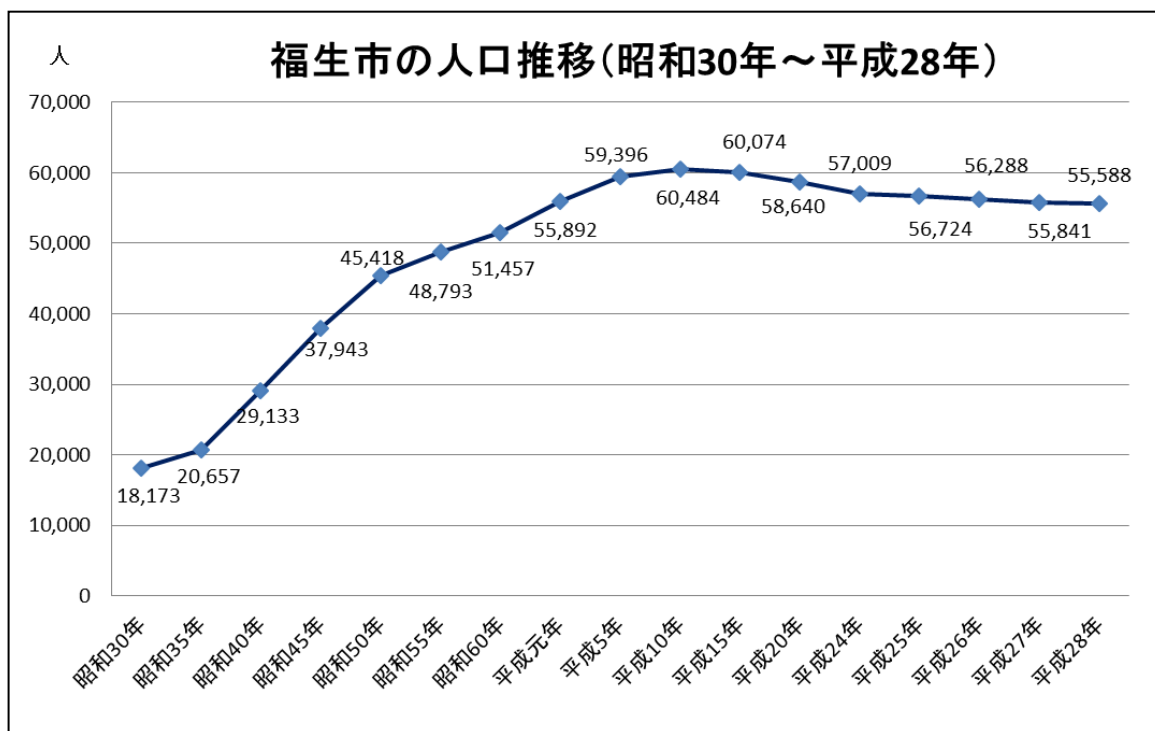


(出典:「湧水調査報告書」)

2 人口

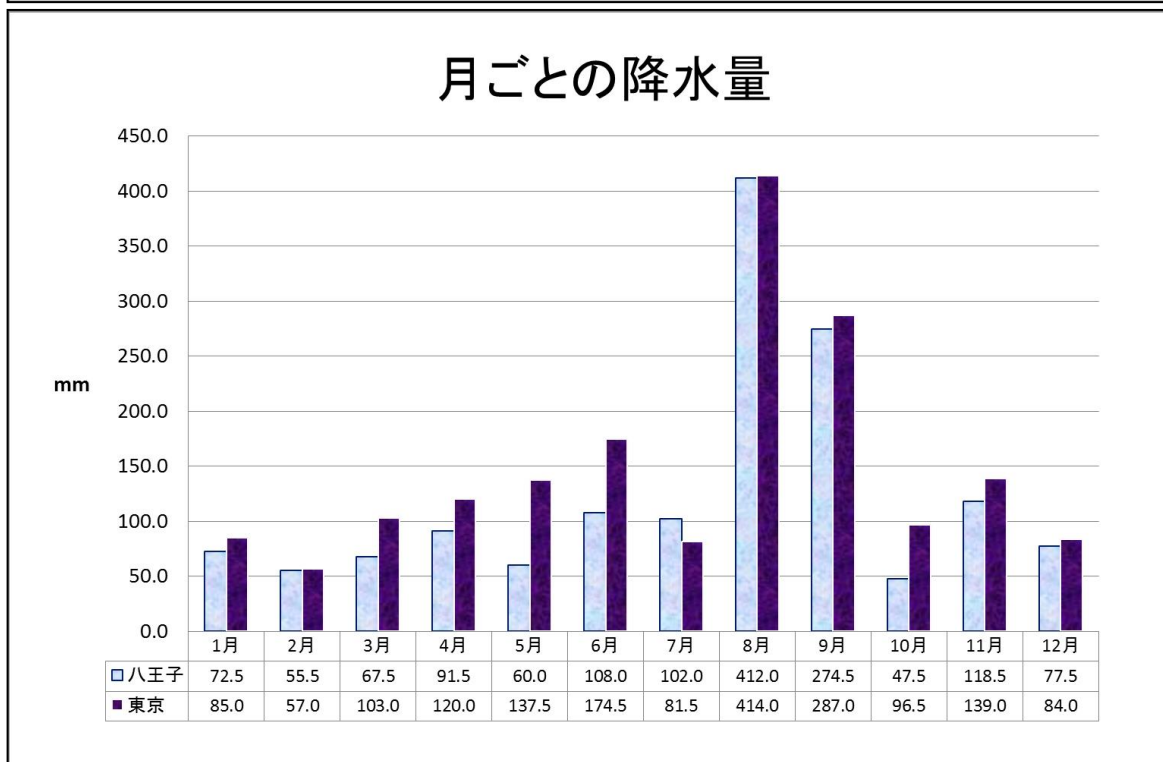
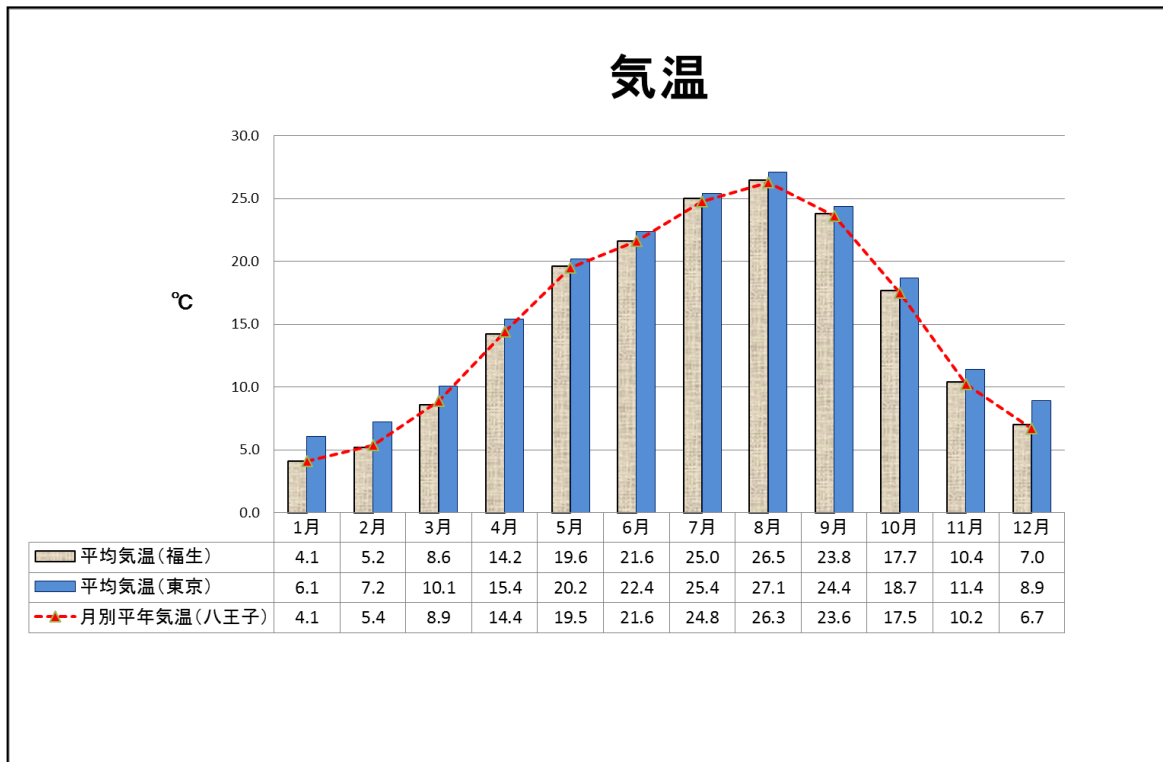
平成10年度を境に福生市の人口(外国人登録を除く)は減少傾向へと転じています。
世帯数(外国人登録世帯を除く)は平成26年までは減少していましたが、平成27年以降は増加しています。

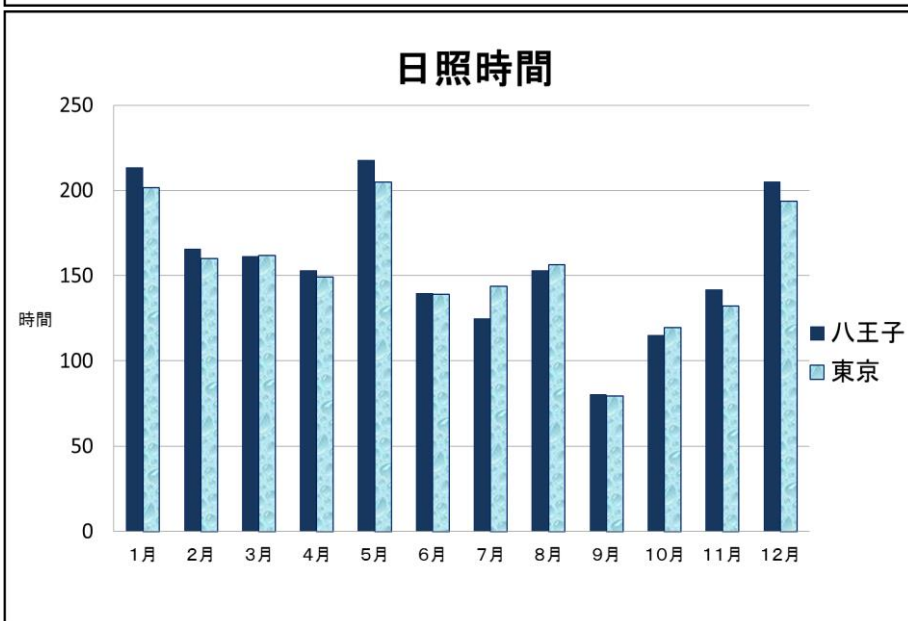
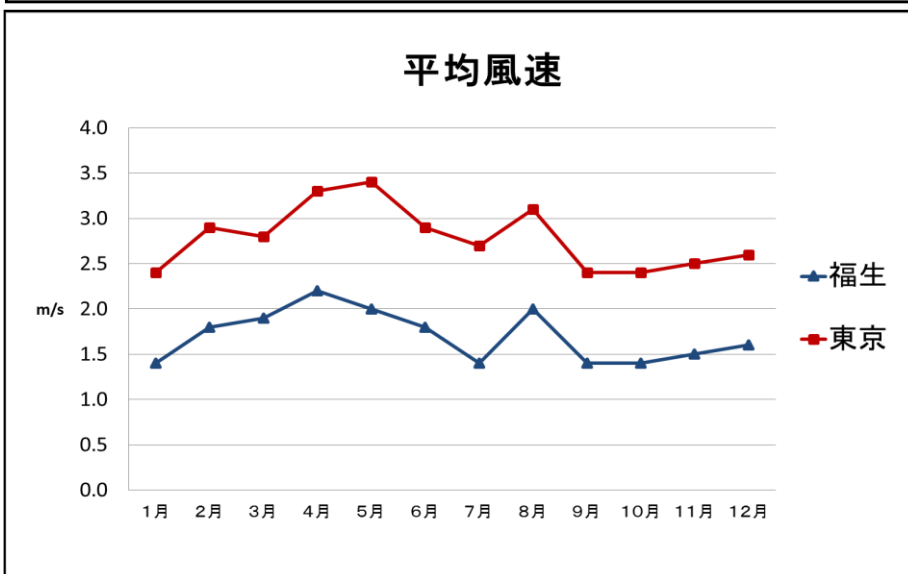
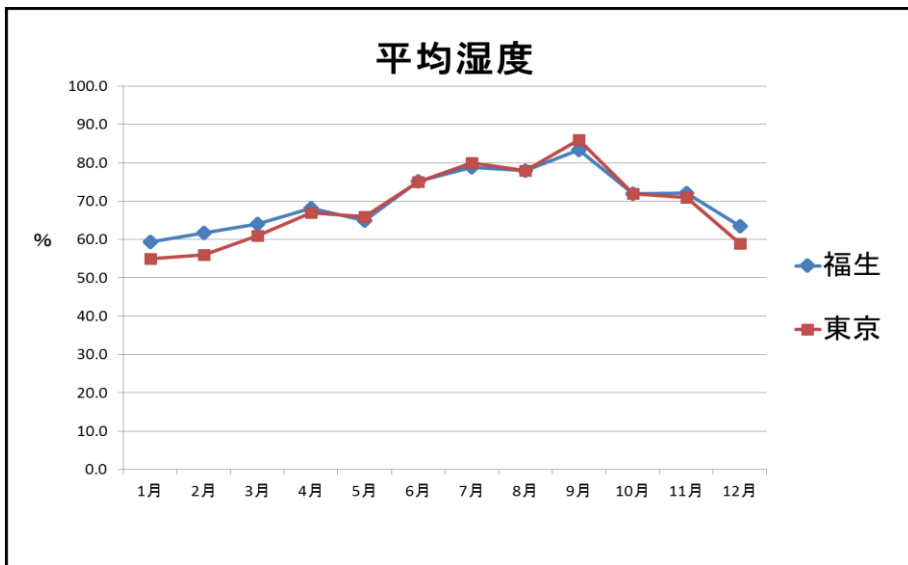
(各年1月1日現在)



3 気象

平成 28 年度の福生市役所屋上の大気測定室データあるいは福生市から最寄りの気象観測点である八王子アメダスの年平均値を図に示しました。





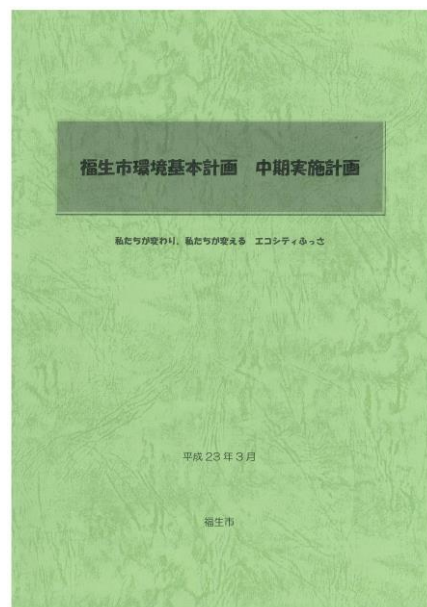
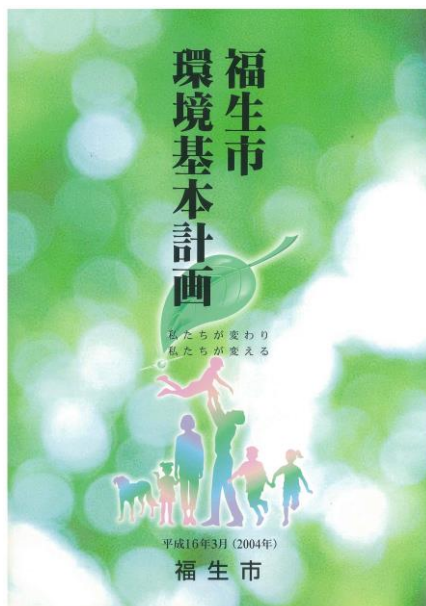
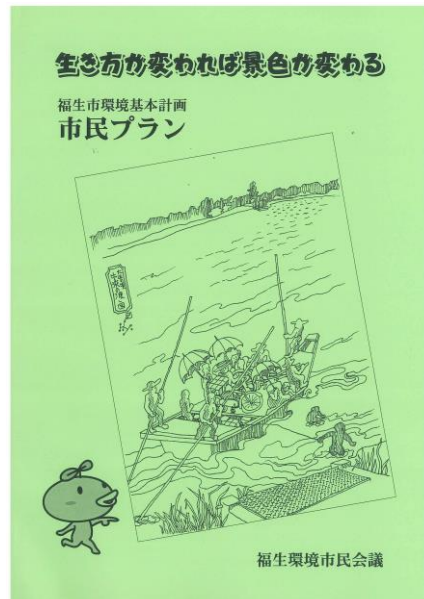
4 環境行政の流れ

福生市では、平成 14 年 3 月に福生市環境基本条例を制定しました。

福生市環境基本条例の前文では、福生市の現況、課題に続き、市民、事業者、行政などすべてのものが協働することの必要性と、人と自然との共生を基本としながら、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を積極的に進めることが市の方向として示されました。

福生市環境基本条例を受けて、福生市では環境基本計画の策定のため、福生環境市民会議の募集（平成 14 年 2 月）を行い、公募市民 44 名による会議を開始しました。環境市民会議は、三つの分科会に分かれ、「将来こうなったらいいな」を基本的な視点として、「福生市環境基本計画市民プラン」を作成しました。

市民プランをもとに作成した福生市環境基本計画(案)を学識経験者、事業者、市民代表からなる環境審議会にて審議を行い、庁内に設置された福生市環境基本計画策定委員会において「福生市環境基本計画」が策定されました(平成 16 年 3 月)。

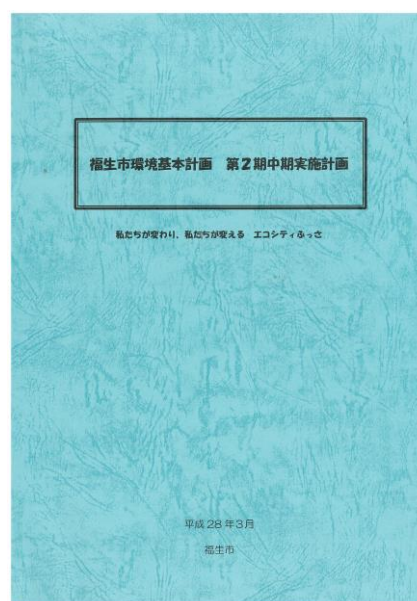
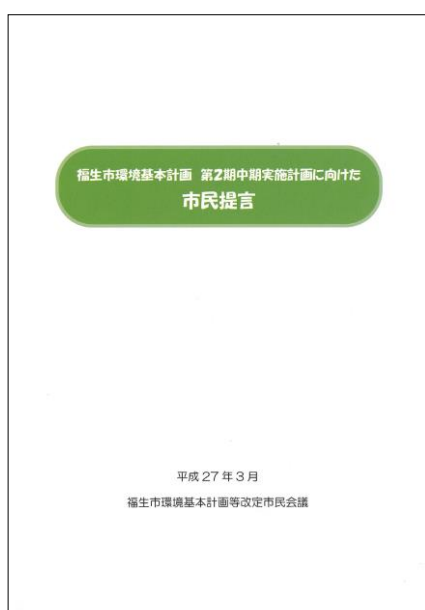


環境基本計画は平成 35 年度を計画目標とする長期に及ぶ計画であり、この目標を達成するために直実な進行管理を行う視点から、平成 23 年 3 月に「福生市環境基本計画中期実施計画」を策定しました。計画の策定にあたっては、福生市環境基本計画改定市民会議を組織し、環境基本計画における短期目標の総点検と中間見直しを行いました。

この計画が平成 27 年度で終了することから、次の 5 年間を計画期間とする第 2 期中期実施計画を策定することとなりました。

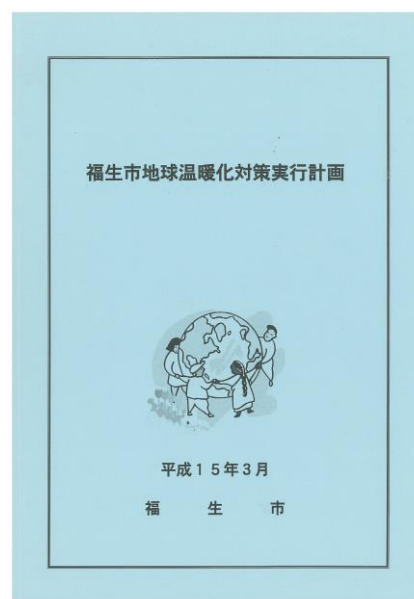
第 2 期中期実施計画の策定にあたっては、平成 26 年度に公募市民や環境活動に関連のある団体の代表者を含む 14 名からなる福生市環境基本計画等改定市民会議を組織し、新たな中期実施計画の中で取り組むべき内容を「福生市環境基本計画第 2 期中期実施計画に向けた市民提言」として取りまとめました(平成 27 年 3 月)。また、平成 26 年 8 月に「環境に関する市民意識調査」を実施し、市民ニーズの把握も行いました。

平成 27 年度は、「市民提言」をふまえた「環境基本計画第 2 期中期実施計画」(案)を環境審議会で審議し、「環境基本計画第 2 期中期実施計画」が策定されました(平成 28 年 3 月)。



「福生市環境基本計画」では、地球温暖化対策の地域的な寄与をめざし、温室効果ガスの発生抑制に取り組むことを目標に定めています。

福生市は地方自治体として、「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」に基づき、市役所からの温室効果ガスの排出抑制を図るための実行計画として、平成 15 年 3 月に「福生市地球温暖化対策実行計画」(平成 15 年度～19 年度)を策定しました。



平成 16 年度には、福生市全域を対象とした地域計画である「福生市地域新エネルギービジョン」を策定し、2030 年に温室効果ガスの排出量を 50%削減することを目標値と決めました。また、平成 17 年度には「福生市地域新エネルギー詳細ビジョン」を策定し、目標値への道筋を明らかにしました。



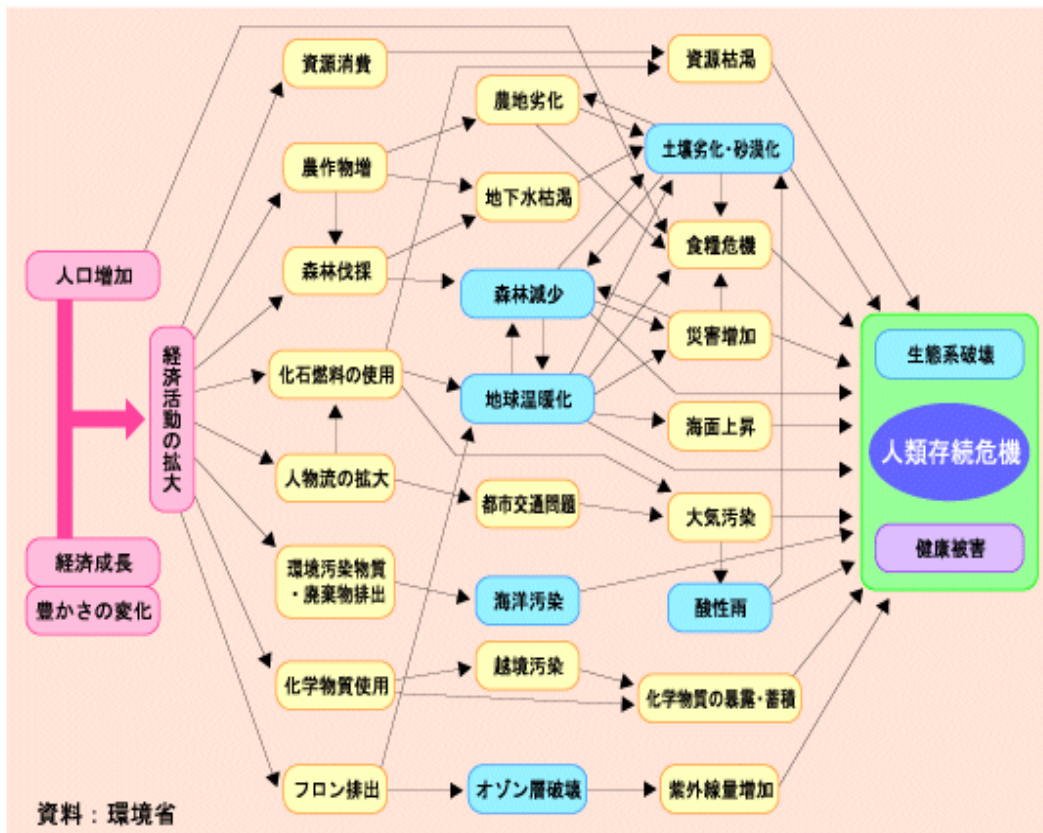
平成 22 年度に策定した「第 2 次福生市地球温暖化対策実行計画」(平成 22 年度～26 年度)は、「福生市地域新エネルギービジョン」、「福生市地域新エネルギー詳細ビジョン」に基づき目標設定をしています。

なお、「第 2 次福生市地球温暖化対策実行計画」は平成 27 年度まで延伸し、「環境基本計画 第 2 期中期実施計画」と計画期間を合わせました。

「第 3 次福生市地球温暖化対策実行計画」の策定にあたっては、計画の見直しを図るため、平成 26 年度に新たな計画における目標設定の方向性について検討し、「福生市地球温暖化対策実行計画改定方針検討報告書」を作成しました(平成 27 年 3 月)。この報告書をふまえ、平成 27 年度に「第 3 次福生市地球温暖化対策実行計画」を策定しました(平成 28 年 3 月)。「第 3 次計画」では、「福生市地域新エネルギー詳細ビジョン」での 50%削減に向けた部門別の削減割合を目標としています。計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間です。



図：問題群としての環境問題



福生市環境関連法令の体系(主な法令)

